

綾川町人権・同和問題に関する住民意識調査業務 仕様書

1 業務委託名

綾川町人権・同和問題に関する住民意識調査業務

2 業務の目的

「人権」とは、すべての人間が、人間の尊厳に基づいて持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が自己決定権を持って社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利です。しかしながら、社会には今なお、誤った知識や偏見に基づく差別やいじめ、虐待など多くの人権課題が存在しています。

本調査では、人権・同和問題に関する意識やニーズ、取組等を調査・分析することで、急激に変化する社会情勢及び町の現状に即した施策検討のための基礎資料を得ることを目的とし実施するものです。

3 業務期間

契約締結日から令和8年3月31日までとする。

4 業務委託内容

(1) 意識調査の実施

- ・人権・同和問題に関する町民の意識を把握するため、アンケート調査を実施する。
- ・アンケート票の設計は町と受託者が協議して決定する。
- ・調査票の設計・印刷、角2封筒（発送）・長3封筒（返送）作成、データ入力、集計作業（単純・クロス）、グラフ・考察を用いた報告書の作成、アンケートの発送準備を委託業務に含むものとする。なお、アンケート調査票の配布・回収に係る経費は委託者が負担する。
- ・集計作業については、単純集計、属性別クロス集計、その他分析上必要な設問間のクロス集計を実施するものとする。
- ・調査結果報告書には、前回調査結果との比較を含むものとする。
- ・対象者の抽出、宛名シールの作成は町が行う。
- ・調査の詳細は以下の通り

調査票の種類	配布数	回収率	実施方法
町民（18歳以上）	2,000票	40%	郵送法（紙）とWEBの併用
役場職員	600票	90%	郵送法（紙）
教職員	300票	90%	郵送法（紙）

(2) 成果品

成果品は以下の通りとする。

- ・意識調査結果報告書 簡易製本1部、関係データ一式
- ・上記に関連するデータ一式(CD-ROM)

5 打合せ及び報告

打合せ及び報告については、初回、中間の2回を想定しているが、随時事務局と連絡を取り合うこととする。

6 その他

- (1) 本業務の遂行にあたっては関係法令を遵守すること。
- (2) 本仕様書で明示できないものについては、必要に応じ委託者と協議し、決定すること。